

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	利府町 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児訪問指導、療育医療の給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は徴収に関する事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

## 評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

## 公表日

令和3年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	利府町 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、療育医療の給付に関する事務、基礎項目評価書
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を目的とし、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、療育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)保健指導の実施 (2)新生児の訪問指導の実施 (3)健康診査の実施 (4)妊娠の届出の受理、届出の審査 (5)母子保健手帳の交付に関する事務 (6)妊娠婦の訪問指導の実施 (7)低体重児の届出の受理、届出の審査 (8)未熟児の訪問指導の実施 (9)療育医療の給付 (10)療育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
③システムの名称	健康管理支援システム・団体内結合宛名管理システム・中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル、療育医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第49項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第26項、第56の2項、第87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第19条、第30条、第44条 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第70項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。) 第39条 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第69項2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和2年内閣府・総務省令第8号。以下「別表第2主務省令第8号」という。) 第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課(1-②-(1)から(8)に関する事務、町民課(1-②-⑨及び(10)に関する事務)
②所属長の役職名	保健福祉課長、町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 022-356-1334

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 菅井 百合子 町民課 伊藤 智	保健福祉課長 町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年4月24日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年4月24日	I-4法令上の根拠	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年3月31日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	